

# 基金情報

**No. 165 平成27年10月号**

発行：東日本硝子業厚生年金基金  
 〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階  
 Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125  
 ホームページ <http://www.glskkn.com>

## 平成27年度・主要事業概況

事 項	9月末数	対前月増減数	事 項	9月末数(累計)	
事業所数(件)	211	-2	年 金 掛 金	調 定 額 ( 円 ) 874,385,042	
加入員数 (人)	男子	4,119	-11	収 納 額 ( 円 ) 865,652,142	
	女子	2,106	-1	収 納 率 99.00%	
	計	6,225	-12	事務費掛金調定額(円) 19,014,720	
平均標準 給与月額 (円)	男子	342,704	1,901	資 産 運 用	信託資産額(時価) 291億5,749万円
	女子	235,728	1,611	修正総合利回り	-4.37%
	計	306,512	1,750	ベンチマーク差	-63.00%
受給者数(人)	6,484	-5	慶弔金の支給件数・金額	36件58万円	
平均年金額(円)	533,166	1,132	年 金 相 談 件 数	157件	

### 事業主および 加入員の皆様

## 平成27年11月27日 基金解散の議決にかかる代議員会を開催いたします

当基金では、昨年の解散方針の議決後、解散認可申請に向けて国との記録整備作業を鋭意進めてまいりましたが、平成27年11月初旬に仮完了となりました。また、解散の認可申請のためには事業主・加入員・労働組合の皆様のご同意が必要とされており、お願いをしてまいりましたが、皆様のご協力のおかげで法令の基準を超えるご同意を賜ることができました。これを受け、当基金では平成27年11月27日に基金解散の議決にかかる代議員会を開催し、議決を得て、本年12月に厚生労働大臣宛に解散認可申請書を提出する予定です。

また、当初は、代行割れの状況であったため「特例解散」を予定しておりましたが、平成26年度決算で代行割れが解消されたため「通常解散」に切り替えることとなりました。「特例解散」の場合、認可まで3ヶ月ほどかかるため平成28年1月～3月を解散予定としておりましたが、「通常解散」の場合は第三者委員会における審議がないため解散認可が早まります。そのため、順調に審査が進めば平成28年1月に解散認可がおりる予定です。

なお、解散に伴う適用等の手続きについては、後日、ご案内を予定しております。

### ■解散同意の進捗状況

基金解散に係る同意につきましては、皆様のご協力により基準割合を上回ることができました。ご協力を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

	対象者数	同意数	同意割合	基準割合
事業主	211事業所	193事業所	91.47%	66.67%
加入員	6,255人	5,683人	91.29%	66.67%
労働組合	9組合	9組合	100%	75%

### 適用関係

## 「128条その1」のご提出にご協力ください

当基金では、国の老齢厚生年金の一部(報酬比例部分)を代行しているため、年金事務所と基金の記録に相違がないかの確認が厚生年金保険法第128条によって義務付けられています。本来であれば、ご提出いただいた届書の決定(確認)通知が年金事務所及び基金から届いた段階でその都度、相違の有無について届出いただくこととなっていますが事業主様・ご担当者様の利便等を考慮し、これを年1回の届出(128条その1)としています。

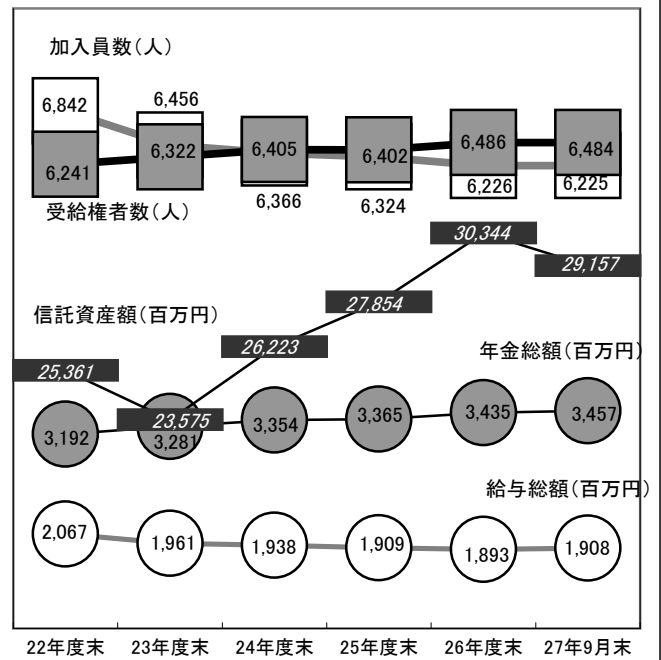
「128条その1」の届書をまだ提出されていない事業所様は、平成27年10月16日付通知「届出事項の突合について」をご確認いただき、本年12月末までにご提出いただきますようご協力お願いいたします。

### 【チェックポイント】

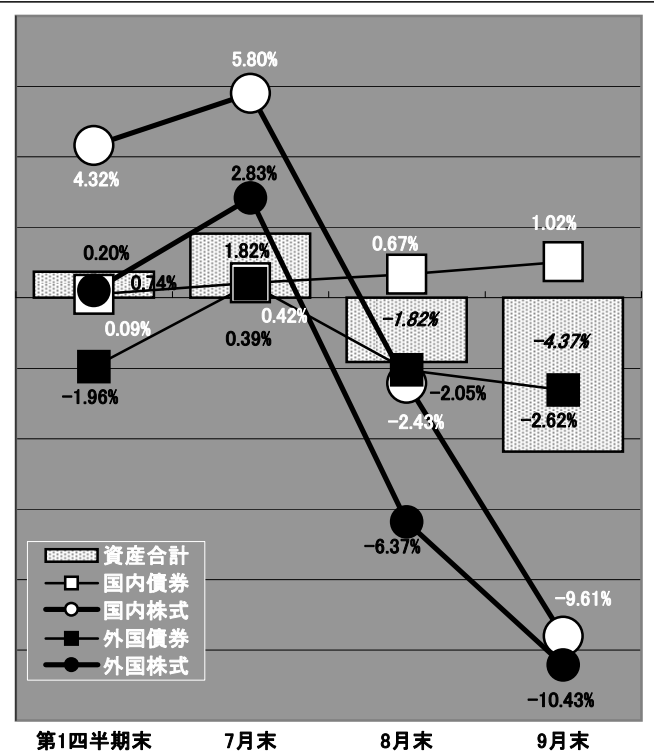
通知に同封されている「加入員明細表」(本年9月末現在の明細表となっておりますので、10月分以降の届書内容は反映していません)と年金事務所からの「決定通知書」の内容に相違がないかご確認ください。

(【確認項目】年金整理番号、氏名、フリガナ、性別、生年月日、基礎年金番号、標準報酬月額)

### 主要事業の推移



### 年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成27年度>



### 【お願い】

当「基金情報」を加入員の皆様にもご覧いただけますようご配慮方よろしくお申し上げます

なお、創刊号から直近号までホームページでも公開しておりますので、併せてご利用ください  
<http://www.glskkn.com>

### 【慶弔金の種類】

- ◇ 弔慰金 (加入期間5年以上の加入員が死亡したとき)
- ◇ 結婚祝金 (加入期間3年以上の加入員が結婚したとき、または加入期間3年以上の女子加入員が資格喪失後3ヶ月以内に結婚したとき)

### 【給付金額】

- ◇ 弔慰金 (遺族へ支給)  
 加入期間 5年以上10年未満・・・5万円  
 加入期間 10年以上・・・10万円
- ◇ 結婚祝金 (加入員本人へ支給)  
 加入期間 3年以上・・・1万円

### 【請求手続】

事業主を通じて当基金所定の請求書により請求 (請求書は当基金のホームページからダウンロードできます)

### 【権利の消滅】

慶弔金を請求する権利は、その支給事由が発生した日から2年以内に行使しないと消滅します

\* 詳しい内容につきましては、当基金へご確認ください

### 年金の確実なお受取りのために

住所や氏名の変更があった場合、当基金や連合会へご連絡がないと、裁定請求書がご本人に届かず、年金のお受取りができないことがあります。年金を確実に受取りいただくために、住所や氏名に変更があった場合は当基金や連合会に必ずご連絡するよう、ご退職される方へお知らせ願います。事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よろしくお申し上げます。(将来、連合会から年金支給される方の住所・氏名変更につきましても、当基金へご連絡いただいても結構です。)

### 年金相談についてお願い

従来、年金額などのご相談につきましては、お電話でもお答えしておりましたが、個人情報保護の目的から書面にて回答させていただきます。事務ご担当者の方など第三者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

### 掛金は完納しましょう

掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。

毎月、月末の自動引き落としとなります。納め忘れもなく、振込手数料もかからず手続きも簡単です。<口座振替銀行> みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都民銀行、東京東信用金庫

このほか、りそな決裁サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、ゆうちょ銀行、信用組合(※)、農業協同組合(※)などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。(振替日は28日となります。)(※)一部の金融機関は除きます。詳しくは当基金までお問合せください。

\* 10月分の掛金納入期限は、平成27年11月30日となりますので、ご協力お願いいたします。

### 設立事業所の異動(規約変更関係等)・9月処理分

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日
削除事業所	イサミ硬質硝子(株)	閉鎖	H27.8.29
削除事業所	(株)サンリード	閉鎖	H24.11.30
代表者変更	(株)宝製作所	伊藤 晴美 氏	H27.9.25

### 11月の予定

- 13日 告知書(10月分)発送
- 27日 第109回 代議員会

※ 11月分の適用関係書類の〆切は12月8日です。